

三田市林地台帳運用事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第191条の4に基づき三田市が作成した三田市林地台帳及び森林の土地の地図(以下「地図」という。)の公表、情報の提供及び正確な記載を確保するための措置について、法、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。)、森林法施行規則(平成26年農林省令第54号)、三田市情報公開条例(平成11年三田市条例第2号)及び三田市個人情報保護条例(平成11年三田市条例第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 林地台帳及び地図(以下「林地台帳情報」という。)の公表の対象は、森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所が含まれない情報とする。

(公表の方法)

第3 この要領により行う林地台帳情報の公表の方法は、林地台帳を管理する三田市林地台帳担当課(以下「担当窓口」という。)での情報端末又は簿冊による閲覧とする。

(閲覧に係る費用)

第4 この要領の規定により林地台帳情報を閲覧する場合の費用は無償とする。

(閲覧の申請)

第5 林地台帳及び地図の閲覧を申請する者(以下「申請者」という。)は、林地台帳閲覧申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を、担当窓口にて持参により提出するものとする。ただし、申請者は、閲覧に当たっての次に掲げる留意事項に了承しない場合は、林地台帳情報を閲覧することができない。

- (1) 林地台帳情報は、森林の土地の権利の確定に資するものではないこと。
- (2) 林地台帳情報は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと。
- (3) 林地台帳情報は、森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできないこと。
- (4) 林地台帳情報は、申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと。
- (5) 林地台帳情報は、閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと。ただし、法人による申請の場合においては、その法人内部での利用を可とする。

2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申請者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

(申請者の確認)

第6 申請者は、担当窓口で、三田市個人情報保護条例施行規則(平成12年三田市規則第27号)第5条の規定に準じて申請者本人又は代理人であることが確認できる書類(以下「本人等確認書類」という。)の原本を提示するものとし、三田市林地台帳担当課職員(以下「職員」という。)はこれにより申請者の本人確認を行うものとする。申請者が法人の場合にあつては、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、担当窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。

(申請書の受付)

第7 職員は、申請書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるかを確認するものとする。なお、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し補正を求めることとする。

(閲覧の決定)

第8 職員は、申請書及び本人等確認書類の氏名、住所が一致しているか、留意事項を了承しているかを確認し、申請者に閲覧の可否を伝えるものとする。また、申請書記載の利用目的が開発又は不動産開発の場合は、伐採等届出制度や林地開発許可制度の説明を行うものとする。

(閲覧)

第9 職員は、申請書及び本人等確認書類の確認後、書類に不備がなければ、留意事項を書面・口頭

にて説明の上、閲覧に供するものとし、必要に応じて閲覧の補助を行う。なお、準備に時間がかかる場合は、申請者に説明して後日閲覧に供することも可とする。

2 市長は、管理用の簿冊により申請書を保管するものとする。

(情報提供の対象)

第10 林地台帳情報の情報提供は、原則として全てのものとする。ただし、市長が情報提供することが適当と認めないものについてはその限りでない。

(情報提供の対象者)

第11 市長は、施行令および森林法施行規則の定めに基づき、森林施業の適切な実施または施業の集約化に資すると認められるときに、林地台帳情報を次のいずれかの者に提供できるものとする。

- (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者または当該森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者または当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (3) 兵庫県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた、森林所有者または森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- (4) 農林水産大臣又は兵庫県知事

(情報提供の方法)

第12 この要領により行う林地台帳の情報提供は、担当窓口において書面（所定の様式に印刷したもの）により行う。

(情報提供に係る費用)

第13 この要領の規定により林地台帳情報の情報提供を受ける場合の費用は、三田市情報公開条例第17条第2項の規定を準用する。

(情報提供の申出)

第14 申出者は、林地台帳情報提供依頼申出書（第2-1号様式。以下「申出書」という。）及び申出ができる者であることを証する以下に示す書類を、担当窓口を持参により提出するものとする。

- (1) 第11条第1号の場合 情報提供を受けようとする森林の土地又は森林の所有を証明する書類若しくはその施業またはその経営の委託を受けている場合はそれを証明する書類とあわせて上記の所有を証明する書類
- (2) 第11条第2号の場合 情報提供を受けようとする森林の隣接地又は隣接する森林の所有を証明する書類若しくはその施業またはその経営の委託を受けている場合はそれを証明する書類とあわせて上記の所有を証明する書類
- (3) 第11条第3号の場合 兵庫県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類

2 代理人により申出を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申出者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

3 林地台帳の情報と併せて地図の提供を受けたい場合は、申出書備考欄にその旨を記載するものとする。

(申出者の確認)

第15 申出者は、担当窓口で、三田市個人情報保護条例施行規則第5条の規定に準じて本人等確認書類の原本を提示するものとし、職員はこれにより申出者の確認を行うものとする。申出者が法人の場合にあっては、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

(申出書の受付)

第16 担当者は、申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるか、その他証明書類がそろっているかを確認するものとする。

(情報提供の決定)

第17 担当者は、申出書及び本人等確認書類の氏名・住所が一致しているか、申出ができる者であ

るかを確認し、不備がない場合は情報提供が可能である旨を、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し、補正を求めるか、情報提供ができないことを伝えるものとする。また、提供可能な場合、申出者は留意事項について了承する書面（第 2-2 号様式）を提出用と申出者保管用の 2 部に記入するものとする。

（情報提供）

第 18 職員は、申出書および本人等確認書類の確認後、書類に不備がなければ、留意事項を書面及び口頭にて説明の上、情報提供を行う。なお、準備に時間がかかる場合は、申出者に説明して後日提供することも可とする。

2 市長は、管理用の簿冊により申出書を保管するものとする。

（修正申出の対象）

第 19 森林の土地の所有者は、所有する森林の土地について、林地台帳の登記簿上の所有者、現に所有している者又は所有者とみなされる者、地図の地番の修正申出を行うことができる。

（修正申出書の提出）

第 20 修正の申出を行おうとする者（以下「修正申出者」という。）は、林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書（第 3 号様式。以下「修正申出書」という。）、修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を、担当窓口を持参により提出するものとする。

2 代理人により申出を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申出者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

（修正申出者の確認）

第 21 修正申出者は、担当窓口で、三田市個人保護条例施行規則第 5 条の規定に準じて本人等確認書類原本を提示するものとし、担当者はこれにより修正申出者の確認を行うものとする。この場合において、申出者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

（修正申出書の受付）

第 22 職員は、修正申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるか、その他証明書類がそろっているかを確認するものとする。

（修正申出の内容確認）

第 23 職員は、修正申出書及び本人等確認書類、修正申出者が当該森林の土地の所有者である旨を示す書類及び修正事項を証明する書類の内容を確認し、不備がある場合は、受理できない旨を伝え、適宜、申出書の修正等の補助を行うものとする。

2 市長は、管理用の簿冊により修正申出書を保管するものとする。

（修正要否の結果通知）

第 24 職員は、修正の要否を判断し、修正することとした場合は林地台帳情報の修正申出検討結果通知書（第 4 号様式）により、修正しないこととした場合は林地台帳情報の修正申出検討結果通知書（第 5 号様式）により、修正申出者に通知する。なお、要否判断や通知に時間がかかる場合は、申請者に説明して後日郵送することも可とする。

（補則）

第 25 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この取扱要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。